

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所（以下「事業場」という。）においてバス運転手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終えた帰宅後、身体がふらついたためDクリニックに受診し、翌〇日にはE病院に受診し「脳幹梗塞疑」と診断され、直ちにF病院に救急搬送され、「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について

本件療養補償給付請求書記載の災害発生状況及び診療費請求内訳書並びにG医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書に鑑みると、当審査会としても、請求人は、平成〇年〇月〇日に、本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとする。

(3) そこで、認定基準に基づいて検討すると、次のとおりである。

ア 異常な出来事について

請求人は、発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前1週間の時間外労働時間は5時間49分であり、この間、3日の休日が確保されていることが確認できる。そうすると、当審査会としても、請求人は、発症に近接した時期において、日常業務に比較して特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

ウ 長期間の過重業務について

(ア) 請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、決定書理由に説示のとおり、発症前1か月は69時間28分であり、発症との関連性が強いと評価できる100時間には至っていない。また、発症前

6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は、発症前4か月目の68時間が最長であり、発症との関連が強いと評価される80時間には至っていない。

この点、請求人は、「中休」について労働時間である旨主張しているところ、一件記録を精査するも、営業係作業マニュアルのその他の注意事項欄に「中休時」と表記されているほか、勤務実機に「中休遅れ」と表記されているのみで、その実態、内容は不明であり、使用者の指揮命令下にあったとの何らの事情も認められない。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、上記主張は採用することができない。

(イ) 労働時間以外の負荷要因についてみるも、請求人は勤続12年の経験を持つベテラン運転手であるところ、特段の業務上の負荷要因は認められない。

(ウ) したがって、当審査会としても、請求人は、本件疾病発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事していたとは認められないものと判断する。

(4) 以上のことからすると、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないから、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。